

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成 4 年条例第 67 号)	札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則(平成 5 年規則第 9 号)
<p>第 2 款 廃棄物処理施設設置等評価委員会</p> <p>(廃棄物処理施設設置等評価委員会の設置)</p> <p>第 8 条の 2 市長の附属機関として、札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 8 条の 3 委員会は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処分業の用に供する施設（産業廃棄物処理施設を除く。）、特別管理産業廃棄物処分業の用に供する施設（産業廃棄物処理施設を除く。）その他市長が必要と認める廃棄物の処理に関する施設の設置又は変更について調査審議し、及び意見を述べること。</p> <p>(2) 法第 8 条の 2 第 3 項（法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条の 2 第 3 項（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき行われた市長の諮問について調査審議し、及び意見を述べること。</p> <p>(3) 産業廃棄物の処理に関する指導計画その他の産業廃棄物に係る計画について調査審議し、及び意見を述べること。</p> <p>(組織)</p> <p>第 8 条の 4 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 産業廃棄物関係団体の代表者</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>3 特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、第 1 項の委員のほかに、委員会に臨時委員を置くことができる。</p>	<p>第 3 章 廃棄物処理施設設置等評価委員会</p> <p>(委員長)</p> <p>第 7 条の 2 条例第 8 条の 2 の規定により設置する札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により選出する。</p> <p>2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(臨時委員)</p> <p>第 7 条の 3 条例第 8 条の 4 第 3 項に規定する臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。</p> <p>(会議)</p> <p>第 7 条の 4 委員会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員長は、委員会の会議の議長となる。</p> <p>3 委員会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(資料の提出その他の協力)</p> <p>第 7 条の 5 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第 7 条の 6 委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>
<p>4 委員会は、前条第 2 号に掲げる事項について調査審議するため、生活環境保全専門家部会を置く。</p>	<p>第 7 条の 7 条例第 8 条の 4 第 4 項に規定する生活環境保全専門家部会（以下「専門家部会」という。）は、同条第 2 項第 1 号に掲げる者である委員（以下「専門家部会委員」という。）及び委員長が指名する臨時委員（第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる者である臨時委員に限る。）をもって組織する。</p>
<p>5 前条第 2 号に掲げる事項については、前項の生活環境保全専門家部会の決定をもって委員会の決定とする。</p>	<p>2 専門家部会に専門家部会長を置き、専門家部会委員の互選により選出する。</p> <p>3 専門家部会長は、専門家部会を代表し、専門家部会の事務を総理する。</p> <p>4 専門家部会長に事故があるとき、又は専門家部会長が欠けたときは、あらかじめ専門家部会委員のうちから専門家部会長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 第 7 条の 4 及び第 7 条の 5 の規定は専門家部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門家部会」と、第 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項中「委員長」とあるのは「専門家部会長」と、同条第 3 項及び第 4 項中「委員」とあるのは「専門家部会委員」と、「臨時委員」とあるのは「第 7 条の 7 第 1 項に規定する臨時委員」と読み替えるものとする。</p>
<p>6 第 4 項に定めるもののほか、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。</p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第 8 条の 5 第 8 条の規定は、委員会について準用する。この場合において、同条第 3 項中「前条」とあるのは「第 8 条の 4」と読み替えるものとする。</p> <p>【準用元】</p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第 8 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 前条及び前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(その他の部会)</p> <p>第 7 条の 8 条例第 8 条の 4 第 6 項に規定する部会（以下単に「部会」という。）は、委員長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。</p> <p>2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門家部会長」とあるのは「部会長」と、「専門家部会委員」とあるのは「次条第 1 項に規定する委員（臨時委員を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第 7 条の 4 及び第 7 条の 5 の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、第 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第 3 項及び第 4 項中「委員」とあるのは「第 7 条の 8 第 1 項に規定する委員」と、「臨時委員」とあるのは「同項に規定する臨時委員」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第 7 条の 9 第 6 条及び第 7 条の規定は、委員会について準用する。この場合において、第 7 条中「第 3 条から前条」とあるのは「第 7 条の 2 から第 7 条の 8」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。</p> <p>【準用元】</p> <p>(庶務)</p> <p>第 6 条 審議会の庶務は、環境局において行う。</p> <p>(運営事項)</p> <p>第 7 条 第 3 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>